愛西市告示第１６８号
令和８年６月１５日

公　示　送　達　書

愛知県愛西市長　日　永　貴　章

次の書類を地方税法第２０条の２第１項の規定により公示送達します。
なお、送達すべき書類は愛西市役所収納課において保管してあり、申出があればいつでも交付します。

送達を受けるべき者　氏名（名称）	送達すべき書類の名称
服部　百合子	国税徴収法により送達すべき書類

（注意）
地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したとき（令和８年６月２２日）に、書類の送達があったものとみなされます。